



ドライバーの皆さん！

カーテン閉めて運転しても

よかろうもんは ダメ！！

令和3年1月1日から、佐賀県内において運転席や助手席の窓にカーテンやサンシェード等を取り付けた状態で車を運転した場合は、**交通違反として検挙**します。ドライバーの皆さん、このような状態で運転をしないようにしましょう。

ダメ！！

カーテン！



ダメ！！

サンシェード！



ダメ！！

タオルなど！



道路交通法第55条第2項(乗車又は積載の方法)

車両の運転手は、運転者の視野若しくはハンドルその他の装置の操作を妨げ、後写鏡の効用を失わせ、車両の安定を害し、又は外部から当該車両の方向指示器、車両の番号標、制動灯、尾灯若しくは後部反射器を確認することができないこととなるような乗車をさせ、又は積載をして車両を運転してはならない

反則金 普通車 6千円 大型車 7千円 違反点数 1点

重大事故に繋がる恐れがあります。十分な視野を確保して、交通事故のないよう安全運転をよろしくお願いします。

佐賀県警察



交通マナーネーミング！



佐賀県交通安全キャラクター
マニャー

やめよう！
「佐賀の
よかろうもん運転」

合図出さんでもよかろうもん

信号守らんでもよかろうもん

車間詰めてもよかろうもん

スマホ使ってもよかろうもん

佐賀県警察